

令和5年度東京産ブランド農産物育成業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

令和5年度東京産ブランド農産物育成業務委託

(2) 目的

都試験研究機関で開発された新品種や新技術を用いて生産される農産物、あるいは地域特産農産物などを、生産者及び消費者双方の期待に応える次代の東京産ブランド農産物に育成していくためには、その農産物が持つ「認知度」、「品質」、「生産量」、「ストーリー」、「継続性」といったブランドとしての要素を高めていくことが必要である。

このため、都内生産者を核として、研究から生産、販売等の各ステークホルダーの協働を促し、計画的かつ包括的・多層的な取組を支援する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 選定事業者数

1者

2 事業提案上限額

22,517,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目125「市場・補償鑑定関係調査業務」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされていること。かつ、官公庁や他団体等からの受託により、平成30年4月以降に、農産物（野菜、穀類、果樹、花き）又はその加工品について、ブランド化に関する企画立案業務及びブランド力を高めるためのマーケティング業務（ニーズ調査・販売戦略立案・販売促進活動など）の履行実績を有すること（実績確認のため当該契約書など、契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること）。

4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 資料の配布

仕様書及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込

様式1「企画提案参加希望票」、様式2「会社概要・実績一覧表」等を提出すること。

- ・ 期 限：令和5年6月14日（水曜日）から令和5年6月21日（水曜日）まで
午前10時～午後5時（正午～午後1時は除く）

ただし、最終日は午後4時まで（必着）

- ・ 申込先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

- ・ 方 法：郵送または持参

郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3) 指名通知

指名をした者のみに対し、令和5年6月27日（火曜日）までに指名通知を電子メール等で行う。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問は、以下のとおり受付・回答するので、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年6月27日（火曜日）から令和5年6月28日（水曜日）午後4時まで

※送付先アドレス tisanweb@tdfaff.com

(2) 回答方法

令和5年6月30日（金曜日）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提案に関する注意事項

- ア 「仕様書」で要求する要件について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。
- イ 「仕様書」で要求する要件以外に、より良い提案がある場合には、併せて提案すること。
- ウ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。
- エ 本事業は、東京産農産物魅力向上協議会（以下、「協議会」という。）・ワーキンググループにて、支援対象農産物・支援内容等を決定するため、契約締結時点では、支援対象農産物・支援内容が確定していない。東京産農産物魅力向上協議会等の検討・協議結果に応じて、財団と協議、関係機関と調整しながら、契約金額の範囲内で臨機応変に対応することが求められることを承知の上で、参加申込みをすること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、頁数は20ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「令和5年度東京産ブランド農産物育成業務委託企画提案書」と表記すること。

「仕様書」を踏まえ、以下の項目について必ず記載すること。

- ① 本業務の運営体制（工程別の人員体制、役割分担等）
- ② 業務責任者、農学の学位取得者又はそれに準ずる専門的な知識と経験を有する業務担当スタッフ、ブランディング及びマーケティングに関する専門的知識と経験を有する業務担当スタッフの略歴（業績を含む）
- ③ 本業務のスケジュール
- ④ 業務実績（特に、農産物又はその加工品について、ブランド化に関するマーケティング調査業務、企画立案業務、産地形成・生産拡大のための生産支援業務、及びブランド力を高めるためのPRイベント等プロモーション業務について。農産物のブランド化の実績・成果がある場合は、品目等具体的に記載する。）
- ⑤ 企画案
 - (ア) 協議会構成員のうち、外部有識者の候補者（2名程度）とその選出理由。
 - (イ) 都試験研究機関で開発された新品種や新技術を用いて生産される農産物、あるいは地域特産農産物等より、東京都ブランド農産物として育成する価値があると考えられる品目を1点挙げ、以下を記載する。
 - a 品目名

b 主な都内の産地などの基本情報

※アプローチすべき具体的な生産団体（生産部会等）がある場合はその団体名も記載する。

c 販売戦略の案

- ・ターゲット
- ・価格設定
- ・ブランドストーリー・PRポイント・差別化など
- ・販路、流通、販売方法
- ・販売促進活動（流通販売事業者・消費者向けプロモーションなど）
- ・その他、ブランドの確立に向け実施すべき取組み（ある場合のみ記入）

d 都内生産者団体が核となつて行う産地形成・生産拡大の取組に対して行うコーディネート等具体的支援の案

(ウ) 本事業の受託にあたり、(ア) に記載した協議会構成員の候補者以外で、連携を予定している団体・個人（生産者・流通販売事業者・ブランディングや販売戦略等に精通した専門家等）

※連携実績の有無も記載すること。

※1 このブランド育成は、必ずしも本年度に完結させるものではなく、複数年度（最大3か年）に渡る取組みも想定している。企画提案するブランド育成の取組みが複数年度に渡る場合は、本年度に実施すること、次年度以降（2年目・3年目）に取り組むことを明確にして記載すること。

※2 対象となる品目の一例（参考）

- ・キウイフルーツ「東京ゴールド」
- ・ブドウ「高尾」
- ・小松菜
- ・ワケネギ「東京小町」
- ・清瀬ニンジン
- ・のらぼう菜
- ・香りシクラメン「はる香ミディ・おだや香」

なお、上記品目は一例にすぎないため、東京都ブランド農産物育成にふさわしいと考える品目がある場合は、提案対象として差し支えない。ただし、ブランドが確立している品目は、提案品目から除外すること（提案者側にて判断する）。

イ 見積書（様式任意）

- ① 見積総額及び内訳について詳細に明記すること。
必ず、以下（ア）～（オ）ごとの経費が分かるように区分して記載し、それぞれに含まれる人件費相当額も内訳として明記すること。
- （ア）協議会の設置・運営
 - （イ）ワーキンググループの設置・運営
 - （ウ）産地形成・生産拡大のための生産支援
 - （エ）マーケティング（基本情報の収集・ニーズ調査・販売戦略立案・販売促進活動など）の実施
 - （オ）成果の取りまとめ（成果報告書作成）
- 見積総額は消費税等の諸税を含んだ金額とする。
- ② 履行期間中に発生するすべての費用を見積総額に含めること。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各10部を提出すること。うち、6部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 期限

令和5年7月7日（金曜日）午後5時（必着）

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 地産地消推進課 地産地消食育係

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

エ 方法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合的に判断して、事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出し

た企画提案書等をもとに行うものとし、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

- ・実施日：令和5年7月14日（金曜日）
- ・実施時間：事業者による応募書類の提案説明30分、質疑応答20分／計50分
- ・実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

※時間等の詳細については別途通知する。

(2) 審査基準

項目	評価の視点
実施体制 ・ 運営能力	管理運営体制(業務体制)は適正かつ効果的な履行が期待できるか。
	取組内容やスケジュールが具体的に示され、履行期間内に実施が可能であるか。
	農産物のブランド化の成功実績があるか。 具体的な成功実績のブランド品目の記載があるか。
企画力	協議会構成員のうち、外部有識者の候補者(2名程度)が記載されているか。 候補者として選定した理由が明確であるか。
	企画案で取り上げる1品目は、東京産ブランド農産物としてブランド化を支援するにふさわしい品目であるか。
	提案した品目の産地を具体的に把握しているか。 アプローチすべき具体的な生産団体(生産部会等)の記載があるか。 その他の基本情報(収穫時期・生産量等)を把握しているか。
	販売戦略の案として、正しい品種・品目等の特性に基づいた、 ①ターゲット ②価格設定 ③ブランドストーリー・PRポイント・差別化などが具体的に記載されているか。
	販売戦略の案として、正しい品種・品目等の特性、生産量想定に基づいた、 ④販路、流通、販売方法 が具体的に記載されているか。
	販売戦略の案として、正しい品種・品目等の特性、生産量想定に基づいた、 ⑤販売促進活動(流通販売事業者・消費者向けプロモーションなど) ⑥その他、ブランドの確立に向け実施すべき取組み(ある場合のみ記入)が具体的に記載されており、魅力的または効果が期待できるものであるか。 本年度に販売促進活動を実施しない場合は、その理由が明確であるか。

	<p>都内生産者団体が核となつて行う産地形成・生産拡大の取組に対して行うコーディネートなど具体的支援の案が提示されているか。</p> <p>本事業の受託にあたり、本実施要領6(2)ア⑤(ア)の協議会構成員候補者以外に連携を予定している団体・個人(生産者・流通販売事業者・ブランディングや販売戦略等に精通した専門家等)は、事業推進の観点から魅力的であるか。新たに活用できる人脈・ネットワークがあるか(特に財団にはない人脈・ネットワーク)。</p> <p>また、連携に実現性はあるか(実績、連携予定の具体性)。</p> <p>このブランド育成は、必ずしも本年度に完結させるものではなく、複数年度(最大3か年)に渡る取組みも想定していることを理解しているか。</p> <p>また、企画提案するブランド育成の取組みが複数年度に渡る場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度に実施すること ・次年度以降(2年目・3年目)に取り組むこと <p>を明確にして記載しているか。</p>
価格の妥当性	<p>提案内容に対する経費(内訳含む)は妥当か。</p> <p>経費配分は妥当か。</p>
その他	<p>仕様書に書かれた内容以上の優れた提案があったか。</p> <p>財団にはない「新たな視点」がプレゼンテーションや企画に反映されていたか。</p>

8 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和5年7月19日(水曜日)までに電子メール等にて通知する。なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

9 日程(予定)

公募・希望申出受付開始	令和5年6月14日(水曜日)
公募締切	令和5年6月21日(水曜日)
企画審査会への指名通知	令和5年6月27日(火曜日) 【同日質問受付開始】
質問受付期間	令和5年6月27日(火曜日)～6月28日(水曜日)午後4時まで
質問回答	令和5年6月30日(金曜日)までに
企画提案書等の提出期限	令和5年7月7日(金曜日)午後5時(必着)
プレゼンテーションの実施	令和5年7月14日(金曜日)

10 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。
なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター（HDMI端子）は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。
- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。
- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合

ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提案書等の提出がなかった場合

エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻又は欠席した場合

オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合

カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

12 担当部署(連絡先)

公益財団法人東京都農林水産振興財団（立川庁舎）

地産地消推進課 地産地消食育係

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

電話番号 042-528-0510

E-mail tisanweb@tdfaff.com